

【 検 査 】

4 8 前立腺肥大症又は前立腺炎に対する P S A の算定について

《令和 6 年 2 月 2 9 日》

○ 取扱い

前立腺肥大症又は前立腺炎に対する D 009 「 9 」 前立腺特異抗原（ P S A ）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

前立腺特異抗原（ P S A ）は、厚生労働省通知※に「診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行った場合に、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に原則として、1 回を限度として算定する。」と示されている。

本検査は、前立腺腫瘍マーカーとして頻用されており、前立腺肥大症や前立腺炎でも P S A 値が上昇することがあるが、いずれも前立腺癌の鑑別診断として行われるものであり、当該通知から、前立腺肥大症又は前立腺炎に対する算定は原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について